

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成24年 6月25日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県西尾市平坂町如月4番地

氏 名 明電鋳工株式会社

代表取締役社長 柴崎 広

電話番号 0563-59-6181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	明電鋳工株式会社
事業場の所在地	愛知県西尾市平坂町如月4番地
計画期間	平成24年4月1日 ~ 平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	22 鉄鋼業
②事業の規模	前年度製品出荷額 1,224 (百万円)
③従業員数	38人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
<pre> graph TD A[代表取締役社長(産業廃棄物処理総括責任者)] --- B[廃棄物管理担当役員] A --- C[環境管理委員会] C --- D[企画部] A --- E[製造部] A --- F[品質保証部] </pre> <p> ・産業廃棄物処理責任者 ・特別管理産業廃棄物管理責任者 ・廃棄物担当者 </p>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい（鉍物廃砂等）	
	排出量	1,826 t	t
	（これまでに実施した取組） ・鉍物廃砂の中間処理、再生処理は全量委託している。 中間処理の場合減量とならないように、用途別に分別を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい（鉍物廃砂等）	ガラス・廃プラ等
	排出量	1,885 t	15 t
	（今後実施する予定の取組） ・サンドクーラーから発生する鉍物砂は再生用鉍物砂とする。 ・ショットブラストから発生する鉍物砂は中子砂用として再使用を継続する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・鉍物廃砂の一部で破碎後くず鉄と路盤材に分別して再利用と鉄資源回収を行った。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・大半を占める鉍物廃砂は現状と同様分別と再利用を継続して、埋立しないようにしたい。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい（鉍物廃砂）	
	全処理委託量	1,826 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,826 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,826 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・全量委託の推進		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鋳さい（鋳物廃砂）	ガラス・廃プラ等
	全処理委託量	1,885 t	15 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,885 t	15 t
	再生利用業者への 処理委託量	1,885 t	15 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・全量委託の継続 ・中間処理後分別により資源としての有効利用を継続する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理工程 別紙

